

発がん性試験結果の評価について(平成25年度・その1)

労働安全衛生法第57条の5の規定に基づき国が委託実施した発がん性試験の結果について、平成25年度には、「化学物質のリスク評価検討会」の「有害性評価小検討会」において2物質(N,N-ジメチルアセトアミド、4-tert-ブチルカテコール)について検討予定であり、このうち前者について次のとおり評価を行った。

I N,N-ジメチルアセトアミドのラット・マウスを用いた吸入による発がん性試験結果の評価

○平成25年5月2日開催の第1回有害性評価小検討会において評価を行った。

○N,N-ジメチルアセトアミドは、ラットの雄及びマウスの雌雄に対して発がん性が認められると評価された。一方、ラットの雌に対する発がん性は認められないと評価された。

○また、N,N-ジメチルアセトアミドの変異原性については、様々な試験が実施され、その結果が陽性のものと陰性のものとがあり、変異原性の有無は判断できないとされた。

○なお、ラット雄、マウス雌雄のいずれにおいても、腫瘍の有意な発生増加が認められたのは最高用量のみであったが、N,N-ジメチルアセトアミドは変異原性の有無が判断できないことから、安全側を考慮し、健康障害を防止するための指針(がん原性指針)の対象とすべきとされた。

○さらに、N,N-ジメチルアセトアミドについては、経皮吸収を考慮した対策が必要であるとされた。